

埼玉県総合リハビリテーションセンター E S C O 事業提案募集要項に関する意見及び回答

番号	頁	項目				意見	回答
		大	中	小	細		
1	10	5	(1)	ウ	(イ)	「提案による工事施工が施設の運営・業務に支障のないこと。」とありますが、期限までの施工を確実にするため、どうしても仮設が必要となったり、センターの施設を移動せざるを得ない場合、現状復旧も含めて今回事業費に含まれると解釈するのですか。	ご質問のとおりです。
2	24	9	(2)			提案要項書と併せて応募者に送付される配布資料のうち、「月別光熱水費及び使用量」について、その内訳を出来るだけ細かく御提示をお願い致します。例えば、電気であれば、冷暖房、換気、照明、コンセント、医療機器、その他の区分けという意味です。	現状のデータを提示します。
3	3	3	(3)	ク		平成15年、16年度埼玉県入札参加資格者審査申請を今月に行い、登録完了が参加表明書提出時点以降になると予想されます。 本件の応募者の資格を満たすものと考えて宜しいでしょうか。また、有効となる入札参加者名簿への登録時点をお示し願います。	建設役割を担う構成員は、参加表明時に平成13・14年度競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。
4	23	8	(2)	ウ	(オ)	「また、ガス空調に関しては火力平均で計算する。」とありますが、既存の電気式空調をガス化した場合のリブレースに対して、火力平均の二酸化炭素排出原単位を適用するという解釈でよろしいのでしょうか。コージェネレーション導入の場合を除き、ガス空調の採用において火力平均の二酸化炭素排出原単位を適用する場合についてご教示いただけないでしょうか。	ご質問のとおりです。また、ガス空調の採用においては、募集要項のとおりとします。
5	23	8	(2)	ウ	(エ)	灯油、A重油に関する一次エネルギー換算値をお示しく下さい。	高位発熱量で計算してください。
6	17	6	(7)	ウ		行政財産の仕様許可手続が必要な場合は、CGSを敷地内に設置するあるいは既存の熱源を事業者が更新する場合において、機器類の設置のために土地や建物の床等を使用する場合という解釈でよろしいでしょうか。 また、行政財産の使用手続が必要な場合の所定の使用料についてお示しください。なお、できれば使用料は無償にして頂くようご配慮いただけないでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、土地、建物とも120円/㎡・月としてください。
7	7	4	(7)	イ	(イ)	事業運営を目的とした特定子会社の設立を予定する場合、特定子会社の構成計画書を明らかにすると思いますが、現時点で参加企業の出資割合まで明らかにする必要があるのでしょうか。 特定子会社の設立に関しては、構成企業間での協議・調整に時間を要する内容が多いので、今回お示ししたものが実際に特定子会社を設立する段階でどこまで拘束力を持つのかご教示いただけないでしょうか。 また、提出後に変更となり特定子会社等を設立しない等の変更が生じた場合、変更は認めていただけるのでしょうか。	特定子会社等の構成計画書は、設立計画が明確となった時点で提出してください。変更が生じた場合は、県と協議して合意を得る必要があります。
8	2	2	(5)	エ		省エネルギー手法の一つとして高効率照明のインバータ球をダウンライト等に採用する場合、契約期間中の球の取替え及び在庫管理は事業者側の責務となるのでしょうか。球の交換については、役務範囲から除いていただくことは可能でしょうか。 また、契約期間中の球の交換費用については、事業費に含める必要があるのでしょうか。	E S C O 設備については、事業者の負担とします。
9						提出書類の様式については、ワープロデータ（Word もしくは一太郎）としていただけないでしょうか。	県 HP（総務部管財課）からダウンロードできるようにします。
10	2	3	(1)	オ		特定子会社等の設立条件等とは何でしょうか。具体的にご明示願います。	応募者が必要と考えた場合は、特定子会社等を設立することができます。なお、条件等は応募者の考えによります。
11	20	7				計画・設計段階及び建設段階の「不可抗力」項を削除し、共通項目にリスクの種類「不可抗力」「天災等による設計変更・中止・延期」を追加、負担者は「県」のみとすることは可能でしょうか。	募集要項のとおりとします。
12	20	7				共通項の「事業の中止・延期」「周辺住民等の反対による事業の中止・延期」の負担者について、負担者は「県」のみとすることは可能でしょうか。	募集要項のとおりとします。

番号	頁	項目				意見	回答
		大	中	小	細		
13	8	4	(7)	イ	(イ)	ESCO事業実績として内容と契約書の提出をすることになっていますが、契約には守秘義務があり、相手方の同意が得られない場合があります。この場合、代表者による内容証明の書面の提出、及び契約書の提示にて認めてもらえるのでしょうか。他の自治体では、上記の方法にて実績と認められております。	募集要項のとおり、実績が確認可能な内容を明らかにしてください。
14	14	6	(5)	イ	(ア)	既設設備を更新する場合、この設備に関する維持管理費を削減予定額に算入することは可能でしょうか。可能な場合、その費用の提示をお願いします。	光熱水費のみ削減予定額に算入することができます。
15	11	5	(3)			採点表の公表は行われるのかどうかご教示賜り度お願いいたします。	審査結果は講評としてまとめ、公表します。
16	10	5	(1)			補助金取得有無の2種類の事業計画書を提出することになっておりますが、どちらを評価の対象とお考えなのかご教示賜り度お願いいたします。	すべての事業計画書を評価の対象とします。
17	13	6	(2)	イ		「県が行う場合は、申請等の諸手続に関する協力を行う」とありますが、県が申請される補助金についてどのようなものをお考えかご教示賜り度お願いいたします。	応募者の提案によります。
18	17	6	(7)	ウ		行政財産の使用手続が必要な場合の所定の使用料についてご教示賜り度お願いいたします。	土地、建物とも120円/㎡・月とさせていただきます。
19	18	6	(8)	イ		県に対する計測・検証結果の報告の回数は、回/年と考えれば宜しいでしょうか。特にご指定がない場合は、その回数は事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。ご教示賜り度お願い致します。	応募者の提案によります。
20						既に既設備に耐用年数がきており、事業期間内の運転が困難な場合、どう取り扱えばよいのかご教示賜り度お願いいたします。	県の設備は、県が管理します。
21						本施設における今後の改修計画についてご教示賜り度お願い致します。また、電力等のデマンドの増減に関して、今後の予想データがありましたらご教示賜り度お願いいたします。	今後の改修計画は無いことを前提に提案してください。電力等のデマンドの増減に関する今後の予想データはありません。
22						現在、県が設備点検で委託されている保守費用についてご教示賜り度お願いいたします。	現場ウォークスルー調査の中で明示します。
23						本施設において既に消耗品として扱われているもの（蛍光器具等）の費用については県でご負担頂けるのか事業者側で負担するのかご教示賜り度お願いいたします。	ESCO設備については、事業者の負担とします。
24	2	3	(1)			事業役割が複数企業で構成される場合の合意書は、以下の内容でよろしいでしょうか。また、他に必要事項があればご指示ください。 1 合意書の目的 2 各構成員の役割 3 代表企業の合意 4 県との契約等諸手続の窓口 5 構成員の県に対する連帯責任条項 6 有効期限	ご質問のとおりです。
25	4	3	(5)	キ		応募者の構成員の変更は不可ですが、優先交渉権者等の選定後、合併により社名、代表者等の変更が予想されます。この場合の変更は認められますでしょうか。可能な場合の必要手続も併せてご指示ください。なお、応募資格である特定建設業の許可、県の競争入札資格等の資格は合併後の会社も有している前提です。	合併の事実が確認できれば、変更は認めます。事実を確認できる書面を県に提出してください。
26	4	3	(5)	キ		参加表明提出後、応募者の構成員は変更しませんが、取組スキームの関係から代表企業の変更は可能でしょうか。	代表者を変更する場合は、募集要項に基づき、新たな参加表明の手続をしてください。
27	10	5	(1)			応募者が多数の場合、応募資格の比較によって足切は行うのでしょうか。その場合の判定基準は何でしょうか。	すべての提案を審査します。
28	2	3	(2)			グループでの参加の場合、合意書において県に対する連帯責任条項に代わるものとして、県との事業契約、四社契約など複数者と締結することは可能でしょうか。例えば甲を県、乙1をA構成員、乙2をB構成員とした三社契約等。	募集要項のとおりとします。
29	17	6	(7)	ウ		行政財産である既設の設備に対する使用料は発生するのでしょうか。	土地、建物については行政財産の使用料は発生します。土地、建物とも120円/㎡・月とさせていただきます。
30	8	4	(7)	イ	(イ)	ESCO関連事業実績契約（写し）の提出は顧客との守秘義務に抵触するため、契約書の押印部分のコピーのみで対応したいのですが、いかがでしょうか。	募集要項のとおり、実績が確認可能な内容を明らかにしてください。

番号	頁	項目				意見	回答
		大	中	小	細		
3 1	2 1	7				リスク責任分担において「設備の利用者に起因するE S C O設備への損傷」及び「天災等によるE S C O事業者の責に帰さない理由によるE S C O設備への損傷」は県のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	「設備の利用者に起因するE S C O設備への損傷」は設備の利用者のリスク、「天災等によるE S C O事業者の責に帰さない理由によるE S C O設備への損傷」は県及び事業者のリスクと考えます。
3 2	2	2	( 6 )	ア		N E D Oの補助金事業は15年間の設備使用を前提としておりますが、E S C O提案が9年となった場合、N E D Oの補助金規定に抵触しペナルティーが発生した場合、県の負担と考えてよろしいでしょうか。	9年で設備が使用不可となる提案は想定していません。
3 3	1 3	6	( 2 )	イ		N E D Oの補助金を前提に提案していたケースにおいて、不採択となった場合の取扱いはどうなるでしょうか。	本事業が予算化された場合、補助金の有無にかかわらず、本事業を実施します。
3 4	8	4	( 7 )	イ	(イ)	グループで参加表明する場合の会社概要の提出は全社必要とのことですが、そのうち様式6～8号に関しては建設役割・設計役割を担当しない構成員は不要ということでしょうか。	募集要項のとおりとします。
3 5	1 7	6	( 7 )	ア		既設設備に運転管理アドバイスを行うことで、事業者はその責任は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	運転管理アドバイスが的確でない場合は、事業者には責任が発生します。
3 6	2 4	9	( 3 )			配布される図面は最新の竣工図と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
3 7	2 3	8	( 2 )	ウ	(オ)	CO2 排出係数は kg-CO2/(単位)ですが、総括表では kg-C/年となっています。kg-CO2 で統一して頂きたいお願い申し上げます。	排出係数は kg-CO2 に統一します。
3 8	3	3	( 3 )	エ		応募者の資格で、「省エネルギー保証を伴うE S C O事業の実績があり...」とありますが、E S C O事業は「省エネ保証事業」という側面を持つ新産業であり、建設業、設備専門業でもない全く新しい業種であります。その実績を持つ会社は非常に少ないのが現状です。神戸市が最近実施した「貿易商工センターE S C O」公募では、「提案実績」、板橋区では「E S C O実績をあえて問わない」とし、多数の応募が見られました。県内業者にもぜひ参加の機会を与えていただきたく、お願いいたします。	実施方針に関する意見に対する回答のとおりです。
3 9	6	4	( 7 )	イ	(イ)	「...インデックスを付け各2部提出する。」とあるが、提出書類作成要領において「...以下の書類を各1通ずつ提出すること。」とあります。また、「参加表明必要書類一覧」には、「上記必要書類を各1通ずつA4判ファイルにとじること。」とあります。提出書類は、A4判ファイルとじとし、2部提出するのでしょうか。	ご質問のとおりです。
4 0	6	4	( 7 )	イ	(イ)	様式第8号「企業状況表」の項目に「ISO9000 シリーズ認証取得状況」とありますが、E S C O事業の趣旨を考えるとISO14000 シリーズについても記載する必要がある様に思われます。ISO14000 シリーズ認証取得状況欄を追加し、記載してもよろしいでしょうか。	追加記載を拒むものではありません。
4 1	1 4	6	( 5 )	ア		応募時のベースラインの設定にあたっては、県よりエネルギー等の単価が別途提示されることですが、省エネルギー改修後の光熱費削減額の算出に当たり各社が同条件で見積を行うため、燃料費、電気料金等の算定の前提となる CIF 価格（通関統計平均燃料価格）をご提示願います。	募集要項のとおりとします。
4 2						コジェネを導入する場合、発電設備の検査や補修及び事故により生じる不足電力分の補給のため、電力会社との自家発補給電力の契約締結を願慮する必要がありますが、補給電力分の使用量の算出条件についてご提示願います。 例：検査で2日間停止する場合 自家発補給電力使用電力量(kWh) = 定格出力(kW) × 48h 等	応募者の提案によるものとします。
4 3	2	3	( 2 )	ア	(ア)	事業役割を担う企業が複数社ある場合、それらの企業が連名で連帯し県との契約の契約当事者となることは可能でしょうか。その方が県としても安心かと思えますがいかがでしょうか。(当該企業が連帯し、事業遂行のすべての責を負う。なお、その中の1社が代表者となり県との対応窓口になります。)	募集要項のとおりとします。
4 4	7	4	( 7 )	イ	(イ)	構成員間の契約書又は覚書等は自由に作成していいのでしょうか。文書に織り込む必須の条件はあるのでしょうか。(事業者間の役割分担、責任範囲等)	募集要項のとおりとします。

番号	頁	項目				意見	回答
		大	中	小	細		
45	8	4	(7)	イ	(イ)	E S C O契約書上、顧客との契約内容につき守秘義務を負っています。契約の事実が証明できれば、諸条件、設備の内容、エネルギー使用状況等開示できない部分をブラインドにしていでしょうか。	募集要項のとおり、実績が確認可能な内容を明らかにしてください。
46	9	4	(7)	イ	(ウ)	資格確認がされれば必ず提案要請があるのでしょうか。足切はありませんか。	応募資格要件を満たす応募者に対し、提案書の提出を文書等で要請します。
47						県の行政財産のうえにE S C O設備を設置するにあたり、県への土地賃料等を支払う必要があるのでしょうか。	土地、建物については行政財産の使用料は発生します。土地、建物とも120円/㎡・月としてください。
48	13	6	(2)	ア		毎年度均等に支払うとありますが、年一括払いでしょうか。支払うタイミングは毎年何月でしょうか。15頁に「別途協議」とありますが、提案の前提を統一していただかないと事業者によって大幅に金利が変わってしまい、公平な比較ができないと考えますが。	提案書の提出段階では、年度末に一括払いとします。
49	16	6	(6)	ウ	(イ)	固定金利案とありますが、事業開始まで金利変動リスクは事業者側が負うのでしょうか。(提案から事業開始まで13ヶ月あります。)	ご質問のとおりです。
50	17	6	(6)	オ		譲渡・担保を認めないことは、PFIでは極めてまれな条件です。金融機関からのプロジェクトファイナンスが困難となるからです。条件次第で認めていただく余地はないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
51	2	3	(1)	オ		特定子会社を設立する大きな理由として、事業者間の責任分担を明確にし、オフバランスにすることがあげられるのですが、事業役割の構成員が県に対して連帯保証するとオフバランスにならず、特定子会社を設立する意味がなくなってしまいます。条件次第で認めていただく余地はないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
52	19	7	(3)	エ	(イ)(ウ)	外形標準課税の導入や固定資産税の税率引き上げは事業継続に重大な影響を与えます。これらについて県負担としていただけないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
53	20	7				不可抗力について、県と事業者双方に印がありますが、テロ、戦争、地震など、保険の範囲外の事態が生じた場合も事業者が責任を負うのでしょうか。	募集要項のとおりとします。
54	23	8	(2)	イ	(エ)	金融機関との協議状況も審査対象となるのでしょうか。	募集要項のとおりとします。
55	2	2	(6)			補助金申請についての記載がありますが、補助金取得のリスクは事業者の負担ということでしょうか。それとも県の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の責によるものは事業者のリスク、県の責によるものは県のリスクとなります。
56	4	3	(5)	イ		提案書類は、含まれる企業ノウハウを考慮し、募集目的においても県が使用(公開を含む)する場合には、提案者の事前了解が必要と考えますが、いかがでしょうか。	募集要項のとおりとします。
57						県と事業者との契約に関するいわゆる「条件規定書」は提案書の提出まで県よりご提示いただけたらと考えていますが、いつご提示いただけますでしょうか。ご提示いただけないと、本事業におけるリスク分析に支障が生じてしまいます。	提示する配付資料に基づいて提案書の作成をしてください。
58						様式16の長期収支計画表においてSPCを設立しない場合、「資本金」の設定がされませんが、どのような記載をしたらよろしいでしょうか。	記載の必要はありません。
59						提案前に、審査基準(配点)を項目別に明確に開示するご予定はあるのでしょうか? 項目(例) ・E S C O事業の実績の有無、件数 ・ファイナンス組成の確度(金融機関の関心表明の添付等) ・親会社などの保証の有無 ・県内業者の活用	埼玉県総合リハビリテーションセンターE S C O事業提案審査要領を公表する予定です。
60						ペナルティーの予定額は設定されないのでしょうか。設定されない場合、ファイナンス組成への影響があると考えます。	募集要項のとおりとします。
61	20	7				隠れた瑕疵の担保責任も事業者負担となっておりますが、事業者の負担が過大であると考えますが、いかがでしょうか。	募集要項のとおりとします。
62						応募者の資格の中で省エネルギー保証を伴うE S C O事業の実績とありますが、省エネルギーシステムを含む工事を施主への提案にて、設計・施工で請負った工事契約上の瑕疵の部分で保証を伴う事業と解釈してよろしいでしょうか。	エネルギー保証と解釈することはできません。